

設計審査チェックリスト

(H31.3 更新)

審査項目	審査内容	
給水方式の決定	給水の高さ、所要水量、用途及び維持管理面を考慮した給水方式であること (事前調査票に記入)	
計画使用水量の決定	計画使用水量は、建物の用途及び水使用用途、使用人数、給水栓の数等を考慮して決定してあること (事前調査票に記入)	
給水管の口径の決定	給水栓の口径は、配水管の水圧において計画使用水量を供給できる大きさに決定してあること (事前調査表に「配水管の水圧」「計画使用水量」「同時使用水量」「所要水頭」を記入)	
メーター口径の決定	メーター口径は、計画使用水量に基づき、メーター適用基準表の範囲内で決定してあること	
設計図面	工事箇所が確認できるよう、道路および主要な建物等が記入されていること	
	工事箇所が明記されていること	
	方位が記入されていること (各種図面は、位置図に併せて北を上向きに記入)	
	建物の位置、構造が分かりやすく記入されていること	
	道路種別等付近の状況が分かりやすいこと	
	隣接家屋等の境界が記入されていること (工事家屋の敷地全体を記入) (サイズが小さくなる場合は、施工場所の拡大図も添付)	
	平面図と立体図が整合してあること (管種口径を全て記入)	
	隠ぺいされた配管部分が明記されていること	
	各部の材料、口径及び延長が記入されており、給水管及び給水用具は、構造及び材質の基準適合品が使用されていること (各図面が材料表と整合していること)	
使用材料の決定	配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に使用する材料は、水道局が指定した材料が使用されていること	
	メーターの下流側の給水工事に使用する材料は、構造及び材質の基準 (政令第5条) に適合していること (材料表が各図面と整合していること)	
給水管の埋設深さの決定	給水管の埋設深さは、道路部分にあたっては0.7m～1.2m、敷地部分にあたっては0.3m以上埋設されていること (事前調査票に記入)	
止水栓の設置	第1止水栓が適正な位置に設置されていること	
メーターの設置	メーターが適正な位置に設置されていること (道路境界線に最も近接した敷地部分)	
配管	家屋の主配管は、配管の経路について構造物の下の通過を避けること等により漏水時の修理を容易に行うことができるようにされていること (省令第1条第3項) (さや管ヘッダー方式等の場合は平面図に床下点検口を記入)	
	敷地内の配管は、できるだけ直線配管されていること	
	地下あるいは2階以上に配管する場合は、止水栓が設置されていること	

審査項目	審査内容	
水の汚染防止	行き止まり配管等水が停滞する構造としてないこと（省令第2条第2項）	
	水を汚染するおそれのある物を貯留し、または取り扱う施設に近接して設置しないこと（省令第2条第3項）	
	鉱油類、有機溶剤その他の油類が浸透するおそれのある場所にあたっては、浸透するおそれのない材質の給水装置を設置すること（省令第2条第4項）	
破壊防止	水栓その他水撃作用を生じるおそれのある給水用具は、水撃限界性能を有するものを用いること（省令第3条）	
浸食防止	酸またはアルカリによって浸食されるおそれのある場所にあたっては、耐食性を有する材質の給水装置を設置すること（省令第4条第1項）	
	漏えい電流により浸食されるおそれのある場所にあつては、非金属性の材質の給水装置を設置すること（省令第4条第2項）	
逆流防止	水が逆流するおそれのある場所においては、吐水口空間を確保すること、または逆流防止性能等の材質の給水装置を設置すること（省令第5条第1項）	
凍結防止	屋外で気温が著しく低下しやすい場所、その他凍結のおそれがある場所にあたっては、耐寒性能を有する給水装置を設置すること（省令第6条）	
クロスコネクション防止	当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結しないこと（政令第5条第1項第6号）（井戸水・山水等併用の場合は、図面に記入すること）	